

情 報 俱 樂 部

2026年1月

No. 296

編集発行人 税理士 細見秀樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

所 得 稅

★ 配当金に係る税金

Q. 会社が株主に支払う配当金には税金がかかるとのことですですが、どのような課税になるのですか？

A. 会社が株主に支払う配当金には、所得税がかかります。その税率は、誰に支払うかや株式の種類によって異なります。

まず、国内に住む個人や法人（内国法人）に配当を支払う場合、通常の上場株式などの配当は「所得税15.315%と住民税5%」が源泉徴収されます。つまり、合計で20.315%が差し引かれる仕組みです。ただし、大口株主（発行済株式の3%以上を保有するなど）や上場株式以外の配当を受ける場合は、住民税の徴収はなく、「所得税等20.42%」が課されます。

一方、非居住者や外国法人に対して日本国内から配当を支払う場合、その配当は「国内源泉所得」に該当します。この場合も、「所得税等15.315%」が源泉徴収されますが、住民税はかかりません。

また、日本と相手国との間で租税条約が結ばれている場合は、税率が軽減されることがあります。たとえば、中国との条約では、一定の条件を満たすと、配当金に対する源泉税率が10%まで下がります。

なお、企業は徴収した所得税を翌月10日までに納付する必要があります。こうしたルールは、国際的な取引においても日本の課税権を確保するために定められています。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/shikata2018/pdf/11.pdf>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2885.htm>

★ 不動産特定共同事業の分配金

Q. 不動産特定共同事業の分配金は、税務上、どのような取扱いになりますか？

A. 不動産特定共同事業（不特事業）は、少額から不動産投資ができる仕組みとして注目されています。

この事業では、複数の投資家が出資し、不動産の賃貸や売却による利益を分配します。ただし、投資家が受け取る分配金が「不動産所得」か「雑所得」になるかは、契約の形

によって異なります。

まず「**任意組合契約型**」の場合は、投資家が共同で不動産を所有し、その不動産から得られる賃料や売却益を分け合う仕組みです。この場合、不動産は投資家の持ち分として扱われるため、**分配金は不動産所得**に分類されます。

一方で「**匿名組合契約型**」の場合は、不動産の所有権は不特事業者（運営会社）にあります。投資家は不動産の取引から生じる利益の分配を受けるだけであり、所有権を持たないため、**分配金は雑所得として課税**されます。

つまり、同じ「不動産投資」であっても、契約の仕組みによって税金の扱いが変わります。契約書をよく確認し、自分がどのタイプに該当するのかを理解しておくことが大切です。不特事業を通じた投資を検討する際は、税務上の区分や申告方法について専門家に相談するのが安心です。

<https://www.nta.go.jp/law/johozeikaishaku/shotoku/shinkoku/060117/pdf/03.pdf>

消 費 稅

★ 有価証券の譲渡に係る内外判定

Q. このたび、国内の証券会社を通じて外国の株式を取得しました。この場合、消費税では、内外判定はどのようにになりますか？

A. 株式や投資信託などの有価証券を売買するとき、その取引が「日本国内の取引」か「国外の取引」かによって、消費税の扱いが変わります。これを「内外判定」といいます。

消費税法では、国内で行われた資産の譲渡やサービスの提供が課税対象になります。つまり、取引が「国内取引」にあたる場合は課税、「国外取引」にあたる場合は原則として課税されません。

有価証券の取引の場合、まず株券が「発行されているかどうか」で判定方法が異なります。株券が発行されている場合は、売買時に「株券がどこにあるか（所在地）」で判断します。

株券が日本国内にあれば「国内取引」となり、非課税取引として扱われます。一方、国外にある場合は「国外取引」として不課税です。

一方、株券が発行されていない場合は、取引に関係する振替機関（証券保管振替機構など）の所在地で判断します。振替機関が国内にあれば国内取引、国外にあれば国外取引とされます。

したがって、たとえ国内の証券会社を通じて外国株を取りっていても、株券や振替機関の所在地が国外であれば、その取引は国外取引となり、消費税の対象にはならないということです。

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shohi/19/01.htm>

そ の 他

★ 国税庁のオンライン調査

Q. 国税庁から税務調査等の業務でオンラインツールを利用すると公表したそうですが、どのような内容ですか？

A. 国税庁は、税務調査などの手続きをより効率的に進めるため、オンラインツールの活用を全国に広げる取り組みを始めました。

これにより、法人・個人を問わず、必要に応じてインターネットを使って税務署や国税局とやり取りができるようになります。

オンラインで利用できるツールは、主に4種類です。

- ① メールによるデータのやり取り
 - ② 「Microsoft Teams」を使ったWeb会議
 - ③ 「PrimeDrive」というオンラインストレージでの資料共有
 - ④ 「Microsoft Forms」を利用したアンケートや連絡フォーム
- です。

これらを活用することで、担当者と非対面で書類提出や打ち合わせが可能になります。この仕組みはすでに金沢国税局や福岡国税局で導入されており、令和8年3月以降、全国の税務署でも順次拡大される予定です。

ただし、オンライン利用は国税当局の判断により実施されるもので、納税者が希望しても対面で調査が行われる場合もあります。税務調査だけでなく、行政指導や滞納整理、さらには契約業者との連絡などにも活用される予定です。

今後は、手続きの効率化と納税者の利便性向上が期待されます。

<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/onlinetool/index.htm>

★ 令和6年度 オンライン(e-Tax)手続きの利用状況

Q. 国税庁から令和6年のe-Taxの利用状況が公表されたそうですが、どのような内容でしたか？

A. 国税庁が公表した令和6年度の報告によると、e-Tax（電子申告・納税システム）を利用した手続きの件数は過去最多を更新しました。特に個人の確定申告では、スマートフォンからの利用が大幅に増加し、全体の約7割を電子申告が占めています。

e-Taxは、税務署に行かずして申告・納税・届出などをインターネット上で行える仕組みです。マイナンバーカードやID・パスワード方式を利用して簡単に手続きができるようになり、利便性が向上しています。国税庁は、操作画面の改良やサポート体制の強化を進めたことが利用拡大につながったと分析しています。

法人の電子申告も着実に浸透しており、提出件数は前年を上回りました。特に中小企業の利用が増え、電子納税や電子帳簿保存制度との連携も進んでいます。

国税庁は今後もe-Taxのさらなる普及を目指し、スマートフォン対応の拡充やマイナポータルとの連携強化を進める方針です。電子申告は、手続きの簡素化やペーパーレス化に加え、ミスの減少や税務処理の迅速化にもつながるとして期待されています。